

# 桂萱F C 活動規約

## 1. 【目 的】

当クラブは、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通じて社会性の向上や個性の伸長を図ることを目的とする。前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育むことを目的とする。

## 2. 【名 称】

当クラブは、「桂萱F C」と称する。

## 3. 【クラブ員】

当クラブは、サッカー競技を希望する、市内中学校1年生から中学校3年生までの生徒及びその保護者と指導にあたる成人等で構成する。

(2) 当クラブへの入会は、「参加申込書・同意書」の提出をもって行う。

(3) クラブを退く場合は、速やかに本人及び保護者の連名により退会届を提出する。

## 4. 【役 員】

当クラブには、保護者と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任する。役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- ・代表者（1名）・・・クラブを代表する責任者
- ・指導者（監督・コーチ）・・・技術指導をはじめ練習計画の作成など、活動の全体指導を行う
- ・監事・連絡責任者・・・クラブを監督する 活動場所や大会などの連絡調整
- ・会計・・・・・・・・・・クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払い等会計業務を行う

## 5. 【総 会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とする。毎年5月に総会を行う。総会では以下の内容について承認し、決定する。

- ・代表者、監督、コーチ等の役員の選任
- ・活動報告及び会計報告
- ・活動計画
- ・その他審議事項

## 6. 【役員会】

必要に応じて役員会を開催し、クラブ運営に関する事項を協議する。

## 7. 【活動場所】

当クラブの活動場所は原則「桂萱中学校校庭または第二グラウンド」とする。練習試合や大会は相手チーム等のグラウンドで行う。

## 8. 【活動日時】

当クラブの活動は、原則として土曜日及び日曜日並びに祝日に実施する。

- (2) 学校の部活動が実施されない場合や顧問不在等により部活動として実施できない場合は、平日放課後に活動を行うことができる。
- (3) 活動時間は、学校の部活動に準ずる。
- (4) 警報発令時は原則活動を行わない。

## 9. 【会 費】

当クラブの会費は、半年に1度ひとり2000円徴収することとし、徴収月は5月と10月とする。ただし、3年生の後期（10月から3月）については、1回につき200円徴収するものとする。

- (2) 大会の遠征費や備品等の購入について必要なときは別途徴収する。

## 10. 【損害保険】

当クラブの活動に携わる全員が「スポーツ安全保険」に加入する。また、保険料は会費とは別途徴収する。

## 11. 【補 償】

当クラブの会員の、練習試合等移動中における事故や競技中の怪我の補償は、加入するスポーツ安全保険の賠償の範囲で対応するものとし、当クラブ及び指導者に対し損害賠償を請求できないものとする。

## 12. 【研 修】

クラブの代表者、監督、コーチ及び役員のうち少なくとも1名は、年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言や、ハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識や理解を高める。

## 13. 【その他】

本規約に記載されていないことについては、必要に応じて役員会を開催し協議し、重要事項については、クラブ代表者が総会または臨時総会等に諮って決定する。

【附 則】 本規約は、令和7年 9月 1日 より施行する。

令和7年10月 1日 一部改正。

令和8年 5月22日 改正・同日施行。

令和8年 7月29日 改正・同日施行。